

指宿広域市町村圏組合低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指宿広域市町村圏組合低入札価格調査実施要綱（平成26年指宿広域市町村圏組合告示第1号。以下「要綱」という。）第6条に規定する低入札価格の調査を実施する際の調査方法及び内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 この要領は、要綱第3条第1項に規定する低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者（要綱第4条第4項の規定により失格した者を除く。以下「調査対象者」という。）に適用する。

(調査方法)

第3条 低入札価格調査は、入札執行後から実施することとし、速やかに調査対象者へ調査書類の提出を求め、当該調査対象者への事情聴取及び関係機関等への照会等の調査を行うものとする。

2 調査書類の提出期限は、要綱第6条第1項第1号に係る調査書類（別記第1号様式から第5号様式まで）については、開札日を含め3日以内（土日祝祭日を除く。）とし、同項第2号から第6号までの事項に係る調査書類（別記第6号様式から第8号様式まで）については、事務局長が指定した日までとする。

3 調査書類の提出部数は2部（正副各1部）とする。

4 事務局長は、調査書類の事前審査を行った後、あらかじめ指定した日に、事情聴取を行うものとする。

5 事情聴取は、調査対象者の入札責任者及び配置予定技術者等に対して行うものとする。

6 事務局長は、事情聴取終了後、低入札価格調査報告書を作成し、要綱第7条に規定する総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）に提出するものとする。

(調査内容)

第4条 要綱第6条第1項本文に規定する調査する内容は、次の各号のとおりとする。

(1) その価格により入札した理由

調査対象者の入札価格で本工事（要綱第2条に規定する工事をいう。以下同じ。）が安全で良質な施工が可能であるか調査を行う。また、当該入札価格で本工事が施工できる理由を、資材費、労務費、予定下請業者等の面から調査する。

(2) 入札金額の積算内訳

入札金額の積算内訳について、次の項目について調査を行う。

- ① 数量
- ② 資材単価，労務単価又は市場単価
- ③ 下請業者を予定している場合は，当該下請業者から提出された見積書
- ④ 共通仮設費
- ⑤ 現場管理費
- ⑥ 一般管理費

2 前項の調査の結果により、必要と認められる場合は、次の各号により調査を行うものとする。

- (1) 手持ち工事の状況（本工事と同種又は類似の手持ち工事の状況を確認する。）
- (2) 資材の具体的調達見通し（本工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。）
- (3) 労務者の具体的供給見通し（本工事に供給する労務者の確保計画によって適切な施工が可能かを確認する。）
- (4) 過去に施工した公共工事名及び発注者名（過去に施工した同種・同類の公共工事の内容について確認を行う。）

（契約の内容に適合した履行がされると認めた場合の措置）

第5条 総合評価委員会は、前条に規定する調査内容を審査後、調査対象者が契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、管理者へその旨を通知するものとする。

（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置）

第6条 総合評価委員会は、第4条に規定する調査内容を審査後、調査対象者が

次の各号のいずれかに該当するときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、当該調査対象者が失格に該当するものとして、管理者へ通知するものとする。

- (1) 調査対象者が、低入札価格調査に協力しないとき、又は提出期限までに調査書類を提出しないとき。
- (2) 調査対象者が提出した調査書類の不備が明白であり、事情聴取が実施できない状態であるとき。
- (3) 調査対象者が、正当な理由なく事情聴取に応じないとき。
- (4) 事情聴取に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な事情聴取が実施できないとき。
- (5) 発注仕様書で定める数量、工法及び品質・規格等を満足しておらず、適切な工事の施工がなされないおそれがあるとき。
- (6) 積算根拠となる資料が正しく作成されておらず、入札価格積算内訳書等の記載内容が適正であることを確認できず、適切な工事の施工がなされないおそれがあるとき。
- (7) 調査対象者が、適用を受ける法令違反又は契約上の基本事項違反等があると認められるとき。
- (8) その他契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 20 日から施行し、要綱を廃止したときに本要領を廃止する。

